

第 1 1 回 裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

今般審理等を行った 2 件の裁判員裁判（下記 4）を素材に、「当事者の主張等の分かりやすさ」「証拠調べの分かりやすさ」を主なテーマとして裁判員等経験者との意見交換会を行ったところ、その概要は、以下のとおり。

1 日時

平成 2 9 年 5 月 1 1 日（木）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 4 5 分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 鈴木芳胤（岐阜地方裁判所部総括判事）

裁判官 大須賀滋（岐阜地方裁判所長）

裁判官 森田武士（岐阜地方裁判所判事補）

検察官 金子桃子（岐阜地方検察庁検事）

検察官 福永俊弘（岐阜地方検察庁副検事）

弁護士 臼井俊治（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 乾美恵子（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 稲川博一（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者 1 番～ 4 番（3 人：3 番欠席）

4 裁判員等経験者の担当した事件の概要

- (1) 裁判員等経験者 1 番及び 2 番の担当事件（以下「第 1 事件」という。）

(1番及び2番：裁判員経験者)

ア 審理，評議あわせて12日間の日程で行われた現住建造物等放火事件等被告事件。

イ 被告人が，約2か月間にわたり，共犯者ととともに又は単独で，10件の侵入窃盗（1件は窃盗未遂）を行い，うち8件においては侵入先の建物に放火し，その全部又は一部を焼損したという邸宅侵入，窃盗，非現住建造物等放火，住居侵入，現住建造物等放火，窃盗未遂事案。

ウ 各公訴事実にはいずれも争いがなかったが，重要な情状事実に関し，①各放火の危険性の程度，②被告人の病気が各犯行に与えた影響の程度に争いがあり，これらの点についての評価を踏まえて，被告人にいかなる刑を科すべきか（量刑）が審理・評議の中心となった。

エ 審理では，全10件の事件を，共犯で行った事件と単独で行った事件に分けた上，それぞれについて中間的な冒頭陳述を行い，証拠調べもその順に従って行った。

主な証拠調べとして，共犯者のうち1名の尋問，精神科医の尋問，被告人質問を行った。

(2) 裁判員等経験者4番の担当事件（以下「第2事件」という。）

(4番：補充裁判員経験者)

ア 審理，評議あわせて6日の日程で行われた強盗致傷被告事件。

イ 被告人が，紛失した事業資金の填補のため，以前勤めていた飲食店の経営者である被害者が普段持ち歩いている現金の入った鞆を奪おうと，その鞆を引っ張りつつ顔面や右腕等を鉄パイプで多数回殴打したが，鞆は奪うことができず，肋骨骨折等の傷害を負わせたという事案。

ウ 公訴事実には争いはなく、重要な情状事実のうち事件そのものに関する事情に概ね争いはなかった。

エ 主な証拠調べとして、被害者の尋問、被告人質問、情状証人2名の尋問を行った。

5 議事内容

〔冒頭挨拶〕

大須賀所長

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。
岐阜地方裁判所長の大須賀でございます。

さて、裁判員制度が始まりましてから本年5月21日で丸8年となります。これまでに起訴された裁判員裁判の対象人員は約1万0500人（平成29年1月末の速報データの新受人員10,590人）、これまでに行われた裁判員裁判の対象人員が9800人（平成29年1月末の速報データの終局人員9,800人）、裁判員又は補充裁判員に選任された方の数は合計で約7万4000人（前記データで74,125人）を数えるところとなりました。岐阜地裁での裁判員裁判の対象人員も、141人（5月11日時点での既済人員）を数えるところとなり、その間に、1040人（5月11日現在1,040人）の一般市民の方々に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただきました。こうして多くの一般市民の方に強い責任感をもって熱心に御参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は、概ね順調に運用されており、裁判所として、国民の期待に応えることができていることに感謝いたします。

さて、本日は、裁判員裁判の運用をよりよいものとすべく、量刑が審理・評議の中心となる事件について、検察官・弁護人の主張が分かりやすいものとなっているか、重要な点を的確に把握するために望まれる分かりやすい証拠調べの在り方等について、裁判員、補充裁判員の経

験者の皆様から、御自身の経験に基づく率直な御感想、御意見を述べていただくとともに、皆様の声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消したいと考えて、意見交換会の機会を設けさせていただきました。皆様から忌憚のない御意見、御感想をお聞かせいただければ幸いです。

第1 全般的な感想

(司会) 全般の感想を伺ったのち、証拠調べに入る前、証拠調べ、証拠調べ後について改善すべき点や進行の在り方について意見を伺えたらと思います。

(1番) 裁判所の方は、裁判員に対してすごく気配りや配慮をされていました。手順をきちんと説明していただいて、素人でも分かるようにプロセスを明示してもらったという印象です。裁判員裁判を定着させようとしているところが随所に見られました。選任手順については全く公平でした。

(2番) 率直に参加して良かったと思います。堅苦しい形で存在しているとしか考えていなかったのも身をもって仕組みが分かりました。裁判官の方は、よくかみ砕いて説明してくれました。裁判所に行くのが気が重いなという感じはありませんでした。楽しさすら覚えました。デメリットは犯罪者意識が生々しく知れるところです。自分の防犯対策にはなりますが、そういう人もいるんだなと心にグサッとくるものがある人がいると思います。

(4番) 補充裁判員として参加しました。堅苦しい未知の場所という思いで来ましたが、裁判官がみなさん、一つずつ丁寧に順を追って説明してくださり安心して臨めました。今後の人生に大変影響を受けました。一つの物事を考えて見極めないといけないと人や物の見方について影響を受けました。

第2 当事者の主張等の分かりやすさ I - 冒頭陳述等

(司会) 次に証拠調べに入る前の当事者の主張の分かりやすさについて聞いていきたいと思います。第1事件は事件が多数あったこともあり事件全体の冒頭陳述のあと、共犯事件、単独事件の証拠調べの冒頭に検察官と弁護人から冒頭陳述をしてもらいました。それらを聞いて、その後の証拠を見聞きするうえで証拠の何に着目したら良いのか、証拠からどういうことを把握したら良いのか理解できましたでしょうか。

(1番) 私は民間の会社を経営していましたが、公官庁は書類だけで動いているのかと思ったら、検察官が分かりやすいプレゼンテーションマテリアルを使われたので感激しました。分かりやすい説明をいただいたと思っています。

(司会) 情報の分量はいかがでしたでしょうか。

(1番) 私が扱わせていただいた事件は、あまりにも事件の数が多くて途中で嫌になりました(笑)。もう一つは、あれだけ件数が多いので被告人の心理の動きに関する説明があっても良いのかなと思いました。どちらかというと事件の全体的な結果が多い説明でしたが、量が多いときは、どのように心理状態が経過として動いたのかを私は知りたかったです。一番最初の動機は生活費でしたが、動機がどう変化していったか聞きたかったです。どこに動機があるのかを全体の流れとして理解したかったです。

(2番) 特に検察官の冒頭陳述メモは事実が非常に分かりやすく図示されている資料が作成されていて文書で理解する時間が省けて頭に入ってきやすかったです。弁護人側の冒頭陳述のメモはシンプルにポイントが書いてありましたが、被告人の考えは本人にしか分からないところがあるので、この人はどういうふうに考えてこう

いうふうに動いたのかということイメージができたかなと思います。双方の資料は違っていました、それぞれ色があって分かりやすかったです。

(司会) 第2事件の方はいかがでしたでしょうか。

(4番) 検察官の説明は無駄がなく、素人でも大変分かりやすかったです。弁護人の話もしっかり受け止めてお聞きすることができ大変よく理解できました。

(司会) 第1事件は冒頭陳述を3つの段階で分けましたが、どうでしたか。

(1番) 分かりやすく、ものすごく理解しやすかったです、再度言いますように心理や動機がどういうふうに動いていったのかを私自身理解できていなかったように思います。疑問に思ったことがあります、金銭の話から仲間意識から、こう変わっていったというのは、分けていただいていたのですが、タイミングで変わったのか、ちょっとそういったことが理解しにくかったことがあります。全体的には分けていただけて分かりやすかったと思います。

(森田裁判官) 今いただいた御指摘は、証拠調べも含めて最後まですっきりしない点が残ったということですかね。検察官、弁護人のプレゼンテーションで事実関係に争いがあるのかなのか、双方がどのような主張をしているかどうかについては、理解できたということでしょうか。

(1番) はい。

(森田裁判官) 第1事件の方で弁護人を務めていただいた方は、そこでは具体的な被告人の心情はあえて伏せておいて実際どうだったかということは証拠調べでよく聞いてくださいという形で弁護人の冒頭陳述を頭出しだけで終えて皆さんの注意をひこうと工夫され

たのだと思いますが、それが功を奏したのかどうかについてはどうですか。

(1番) 弁護人は淡々とおやりになっていたという印象が残っています。心理作戦を上手くやられたということですかね。

(森田裁判官) 第2事件のプレゼンのコンセプトも、最初にあまり詳細なことは言わないで具体的には証拠調べでという形でしたが、冒頭の段階での弁護人の説明は特に足りないところがないという印象ですか。

(4番) もう少し聞きたいと感じました。

(金子検察官) 1番の方で担当された事件数が多かったもので途中で量が多いと感じることがあったという話なのですが、冒頭陳述が三段階に分かれていることで集中が途切れることなく済んだのか、改善すべき点があったのかをお聞かせ願えたら幸いです。

(1番) 冒頭陳述のところで分けて説明しますと言われなかったように思われますので、検察官側で事件が多いので分けて説明するとおっしゃっていただけると良かったと思います。おっしゃっていたかもしれませんが記憶が定かではありませんので、失礼なことを言っているかもしれません。

第3 証拠調べの分かりやすさ

(司会) 証拠調べの方にもお話が進んでいますが、証拠調べだけに着目して、分かりやすさという点では何か問題があったかどうか、分かりにくいところがあったかどうかについてお伺いしたいのですが、どうでしょうか。

(2番) 私としては現場図面や写真が効果的に、効果的にという言い方でいいかどうか分かりませんが、使われていましたので、非常にその辺は現場をイメージし易くて、分かりやすかったです。想像し易

かったと感じました。

(1番) 証拠調べの段階で、例えば、放火事件でしたので、それを遠くから見ていて、どういうふう感じたか、といった話が結構話題になったと思いますが、そういった観点での証拠といいますか、火をつけて燃え上がるのを、どういう見え方で見たのか、被告人は。特に、心理や、心情的な話をこれは議論するわけですから、そういう意味で、自分が火をつけた火事がどんな形に見えていたのか、というのがほしかったですね。そうすると、やっぱり、燃え盛っているのを見ているという心理状態ですね、それでも次を続けたかという議論ができるんじゃないかなと感じました。そういうのは証拠調べの中ではなかったように思います。

(司会) 被告人がどう感じていたのかということ・・・。

(1番) 量刑を判断するにも、被告人の心理ですとかそういうのが大事だと思いましたので、ただ単に一つの、病気というか、端的にいうと知的障害ですか、この知的障害が議論になりました。それは知的障害で片付けられるものではないのか、それを知的障害として見れるのか、そういうところが議論になりましたので、その、被告人がどういうふうに見えたのかというのがあった方が、われわれは判断し易かったのかなと思いました。

(司会) そのあたりをもっと突っ込んで被告人質問すべきだったと。

(1番) 被告人に質問するなり、弁護人がこういう心理の動きがあつて、知的障害が影響しているんだよ、いや、検察官はそんな目の前で火事があるのは知的障害とは関係ありませんよ、というそういう議論があつてもよかつたと思いました。

(司会) 第1事件については、共犯者の証人尋問が行われました。共犯者からの話を、一部は証言として法廷で実際に聞き、残りの部分は供

述調書の検察官による朗読という形で聞いてもらいましたが、もっと話を聞けたらよかったなという感じか、共犯者から直接話を聞く必要はなかったという感じか、どうでしょうか。

(2番) 共犯者が出てきたときの被告人との対峙の仕方とか、文面では読み取れなかったところを感じ取ることができて、そこからその真実がどんな感じだったかなという、イメージをし易かったというところがあったので、長めだったか短めだったかは判断しかねるのですが、十分に共犯者の話を聞けて良かったです。

(司会) 第2事件では、被害者から話を聞きましたが、これについてはどうでしょうか。

(4番) 被害者の方に意見を聞いたのは、とても被告人にとっては、すごく幸せなことだったんじゃないかなと思いました。第2事件の場合、証拠調べのことで感じたのは、被告人の行動に至るまでの考えとか、行動を起こしてからの細かい一つずつのことを順序を追って、裁判官の説明をお伺いしながら判断し、自分の判断といたしますか、それを決めていけましたので、大変分かりやすかったです。

(司会) あの時点で被害者が血を流しているところを写した写真があるのですが、血を直接見ると心理的につらいのではないかと思い、緑色のプラスチックのカバーを掛けた写真を取り調べたのですが、そういうことでむしろ分かりにくいところがあったのでしょうか。

(4番) それは、カラー写真は見たくないもので、私は個人的に、お話とか説明を聞いただけで分かりますので、そういう配慮がしてあったことは大変よかったと思います。

(司会) 第1事件の方では、被告人の心理、精神的な病気に関して、専門家であるお医者さんの証人尋問が行われましたが、あれは、分かりやすかったかどうかという観点からはどうでしょうか。

(1番) まあ、内容は分かりました。カタカナが書けないという話もありましたし、それから、知能指数の話もありました。けれども、あまり分かりやすくはなかったです。我々は最終的な量刑を意識するんですけれども、それが、この犯罪に対してどういうふうに影響してるのか、影響してたととしても量刑に情状酌量にすべきなのかどうかということは、残念ながら判断できませんでしたね。内容的には、まさにこれも淡々とおやりになったという印象があります。

(2番) 私は、その点に関しては、量りかねるなという印象がありまして、やっぱり、精神病とかとなると、客観的な話ができないというか、基本的に問診と医師の主観的評価になってしまうので、説明自体も、一般的な精神的遅滞のことしか言っていないので、個人特有の状態を表せるかどうか分からないというのが正直な感想です。

(司会) それは、その軽度知的障害というのが、この被告人の行動にどう影響したか、というところがよく分からなかったということでしょうか。

(2番) そもそも病気であるよと言われるというのが、そういう量り方しかないというか、客観的指標がないので、例えば、ほかの病気であつたら、血中の糖の濃度がこれくらいだと糖尿病ですということがあるのですが、そういったものって、精神病って、なかなか客観的に量れるものではないと思うんですね。なので、これは精神病による行動ですと言われても、本当にそうかなと自分は思ってしまうというか、相関性があまり私的には信頼できるかどうかは怪しいのではないかと考えてしまったというところなんです。なので、事件に対する影響を量りにくかったということです。

(司会) 証拠の分かりやすさについて弁護人はどうですか。

(臼井弁護士) 第1事件についてですが、検察官の客観的事実の証明が

まずあったのですが、非常に分かりやすくてすごいなと思いました。非常に端的にまとめられていて、もともとこんなぐらいの記録があって、それを1枚や2枚にまとめて証拠で出してくれたので、私たちはそこには争いがなかったので、いい流れで裁判を進めることができたのかなと思っています。

(乾弁護士) 第1事件の方で、事実が多いので、まずは事実を理解していただいてというところで、10個ありましたけど、裁判員の方たちが、どれぐらいのスピードで理解していただいて、その心理描写まで辿り着いていただけるかということが、正直分からないところがあったんです。差し支えない範囲で、理解ができて裁判員の方全員が心理描写の方に興味を持たれていたかどうかお伺いできればと思います。

(1番) 確かに、我々のなかでも、あまりそういう議論は起こらなかったように思います。確かに物量がすごかったものですから、我々もそれを理解するのに努めましたが、確かに疲れました。この中で確かに、今の動機なり、病気に対して、どういう風に見られているのかについて、検察官側も、弁護士側も、理解の仕方を、ある程度裁判として、お互いに、戦わせるべきものだというふうに思いました。ところが、今回の裁判というのは、あまりそれがなかったですよ。自分の主張はどう、我々は証拠に対してこういうふうに思うとか、そういうのがあまりなかったので、私自身は悩んでいました。これをどういうふうに判断するのかなと。で、あまり議論はしなかったですね。というのは、もう時間を証拠調べにいっぱい使っちゃいましたというのが感想です。

(2番) 私は1番の方とは意見が違って、何というのでしょうか、被告人がこういう行動に出ましたというときに、果たして、例えばさみしさ

だけでそういうことをするのか、さみしいだけでそこまでやっちゃうのというか、その辺の話は議論していたのではないかということで、そういった点では、心理描写の議論はできてたんじゃないかと、足りないというのはあるかもしれないのですが、その辺をいろいろ考えることはできました。

(1番) 先ほどおっしゃったように、僕も2番の方と同じですが、ある程度これを量刑判断するとき、これはいろいろ考えましたけれども、それが、検察官と弁護士側が、判断の仕方ですね、これが影響してないよとか、そういう議論があると、うーんなるほどなと思って、我々は理解しやすかったのですが、さきほど2番の方がおっしゃったように、我々として量刑を決めるにあたって、どう影響をさせようかなということ、いつも考えながらやっていたので、そういう点でちょっと不満が残りました。

(稲川弁護士) 第2事件について裁判員の方に2つほどお聞きしたいのですが、1点はですね、弁護側の証拠調べについてですが、証人として被告人の母親と妹さんのお二人を法廷でお話ししていただいたと思うのですが、この点例えば、一人でよかったのかとか、量刑の判断をされるにあたって、二人であった場合と一人であった場合と、変わる点があったかどうか、その辺がどうであったかというところが、まず1点です。

(4番) やはり、妹さんとお母さんと2人の話を聞きましたが、それぞれ関わり方が違うので、お二人のお話を聞けて、量刑を判断するには大変役立ちました。

(稲川弁護士) ありがとうございます。あと1点ですが、この事件は鉄パイプで被害者を叩いたという事件でしたが、どこを狙って鉄パイプで殴ったのかとか、その辺り、まあ、行為態様について争いがあ

りましたが、行為態様について、被告人質問のときに写真を示してやらせていただいたのですが、その行為態様の流れとかは分かりやすかったのか、分かりにくかったのか、又は、たとえば実際に動いてもらった方が分かりやすいとか、そういった点についてお聞かせください。

(4番) 確か、実際の、ドアのところを想定して、実際にみんなで検証したので、その辺は殴ろうと思って殴ったわけではないという状況もありますけれども、やはり、鉄パイプというものを持ったという時点で、小さな子どもでも親が止めますよね、当たるかもしれないということで、その辺はやはり成人した大人ですので、当たるかもしれないという、絶対本人も、自覚していたと思いますので、その辺は、ちょっと想像も入りますけれども、手に持ったということが、もう、当たるかもしれないということに繋がると思いますので、分かりにくいということはありません。

(稲川弁護士) ありがとうございます。私からは以上です。

(司会) 今の点なんですが、扉から駐車場まで移動してますよね。その間の暴行の内容というのは、被害者の話とか被告人の話と、あと写真で大体把握できたとお伺いしてよろしいですか。

(4番) そうですね、その辺は、両方の話を聞いて、あっ、こういうふうだったんだなということが、想像ですね、被害者の方の思いと加害者の方の思いというのは、その時の行動で、やっぱり少しずれがあるというのは、当然じゃないかなと思います。被害者の方は鉄パイプを持って追われてたら、やはり殴られるかもしれないという思いがありますし、殴ろうと思っていたと思われるかもしれないですから、加害者は鉄パイプで追いかけていたわけですので、その辺は、ちょっとしたずれがあっても、両方の話を聞いて被害者と加害

者の話を聞いて判断することになったので、特別難しくて分かりにくかった、判断しづらかったということはなかったです。

(司会) 検察官はどうですか。

(金子検察官) 鉄パイプを実際持たれたかと思うのですが、やはりそういうことは経験をしたほうが想像し易かったということによろしかったですか。

(4番) はい。そうです。

第4 当事者の主張等の分かりやすさⅡ - 論告, 弁論

(司会) ここからは、証拠調べが終わった段階での、検察官や弁護人の意見の分かりやすさについてお伺いします。

検察官や弁護人は、取り調べられた証拠に基づいて自らの主張を述べ、その後の評議においてどのような証拠に着目し、今回はどのような量刑にするのかについて示すこととなります。それぞれ、理由付けや内容が分かりやすいものであったかどうか、分かりにくいものであったならば、どの点が分かりにくかったのかについては、いかがでしょうか。

(4番) 第2事件では、被告人が深く反省しており、経営者であった被害者が、被告人の更生を望んで好意的に証人として出頭していました。裁判員として聞いていて、特に分かりにくいということは全くありませんでした。

(司会) 検察官は、行為態様が危険であり結果が重大、計画的な犯行であり、動機が身勝手、短絡的な犯行であると述べています。どうしてもお金を工面しなければならない必要があったことや、必ずしも危険性は高くなく、傷害の程度も軽かったこと、自分の意思で犯行を中止したこと、100万円の被害弁償をしたことを弁護人の意見として指摘しましたが、危険性や傷害の程度についての評価

の違いについては、理解できましたでしょうか。

(4番) 理解できました。

(司会) 第1事件についてはいかがでしょうか。

(2番) 論告については、具体的な犯行の経緯についてしっかりポイントを押さえたもので、求刑についても、過去の同種事件と照らした、妥当で納得できるものでした。また、弁論についても、被告人の気持ちを想像できるようにポイントを押さえたものであり、弁護人が求める量刑も、弁護人の立場から見れば妥当なものであったと思います。分かりやすかったです。

(1番) ポイントをきちんと整理された、分かりやすいものであったと思います。弁護人は、家族の手紙を示して、今後の被告人の更生可能性について話されたと思いますが、私も、量刑を判断するに当たり、被告人の更生については悩みました。ところが、検察官からは、更生についての話がなかったように思います。被告人を刑務所に留置させている間に更生させるべきか、それとも単に刑罰を与えるだけなのかということを示してもらって、我々は判断を出すべきではないか、それが裁判所の仕事ではないかと思いました。

(司会) 検察官も更生についての意見を示してもらえれば、更に議論もかみ合って、後の評議もしやすかったということでしょうか。

(1番) そうですね。

(司会) どちらの事件についても、弁護人から量刑についての意見がなされましたが、弁護人が必ずしも量刑の具体的な数字を示す必要はないものの、今回のように、弁護人が、被告人にはこのくらいの刑罰が相応しいと述べることについてはどうですか。

(1番) 我々としては、量刑を数字で表してもらって分かりやすかったです。弁護人が自分の主張を反映させる手段として、是非数字で

出して欲しいです。第1事件においては、親族が証人として出頭せず、親族から手紙が来ているのかどうかも分からなかったのも、親族に被告人を更生させる気持ちがあるのかどうか、我々に伝わってきませんでした。この点、弁護人の主張は甘かったと思います。

(司会) 弁護人としては、やれることはやったということでしょうか。

(臼井弁護士) そうですね。

(稲川弁護士) 第2事件では、懲役3年と具体的に量刑を述べましたが、裁判員の方がそれを聞いた時に、執行猶予の主張はしないのかと感じられたことはありませんでしたか。

(森田裁判官) その弁護人の意見を、刑務所に入ることを前提として捉えたか、或いは執行猶予を求める意見として捉えたかということでしょうか。

(稲川弁護士) そうです。

(4番) 弁護人からの懲役3年という話を聞いた当初は、それが相当なものかどうかの判断がつきませんでした。改めて事実をしっかりと見て、一人の裁判員として量刑を決めなければいけないと思いました。その時には、懲役3年という頭がありませんでした。

(金子検察官) 検察官や弁護人が配布している冒頭陳述メモや論告メモといったものについて、こういう点が評議の役に立った、或いは分かりにくかったといったところはありませんか。

(2番) 私は良かったという印象でした。色分けや章立てが巧みで、ポイントを押さえられたものでしたし、図も必要最低限のシンプルなもので分かりやすかったです。

(森田裁判官) 今の御意見を補足しますと、冒陳メモが、事件毎に色分けされた内容になっていた点などは、評議において各事件を振り返

る際に有用であったという御趣旨かと思えます。

(4番) 大事なところはきちんと色分けされており、自分の考えをまとめる上でも分かりやすいものでした。

(森田裁判官) 最終的に量刑を考えるに当たり、メモを見て振り返るというのが常ですが、今回の第1, 第2事件とも、双方よくまとめられていて良かったと思えます。

第5 日程調整等について

(司会) 日程の振り方についてです。第1, 第2事件とも、選任手続をした日の午後から審理に入ったわけですが、これについてはどうでしょうか。少し日を置いてからの方がいいという思いはありましたか。

(4番) その日からだったので、心の準備ができておらず、一, 二日, 間があった方が良く感じました。

(2番) 私も同様です。心の準備が追いつかず、その場のことがまるで夢のようであり、ドラマの中に入ってしまったかのような驚きで、実感が湧かないまま裁判に入りました。

(1番) 午後から裁判に入ることについては、その時には驚きはあったものの、後で振り返ると、1日2日空いたところで勉強しないだろうし、先に日程の連絡をいただいておりますので、そこを空けて臨みましたので、当たった方がラッキーだと思えました。しかし、外れた人や、私のようなボランティアでない、お勤めの方は大変だったろうなという思いはあります。

(司会) 選任手続の当日の午後から審理を始めるというのにはいろいろ理由がありますが、一つに証拠調べに入るまでには二, 三日ありますので、その間に気持ちを落ち着けて入っていただければと思います。証拠調べに入る段階には、気持ちを落ち着けることはでき

ましたでしょうか。

むしろ、仕事の調整面などを考えると、選任期日の午後は空けておいた方が良いのか、それとも予め日程を調整済みという前提で、空ける必要はないというお考えはありますでしょうか。

(2番) 私は、1日休みをいただきましたので、その日に次のステップに進むことに支障はありませんでしたが、自営業の人などからは、午後の予定が決まらないので困るという声が聞かれました。

(司会) 公判の審理日程についてはどうでしょうか。

(2番) 私は、選任された後の日程についても把握していたので、明日止めますと言われていたら、逆に困っていたと思います。しかし、自営業の人などは、少しでも余分な時間を仕事に充てたいというところはあると思います。

(1番) 私は、今の生活がボランティアなので、日程を調整することができました。

(司会) 日程については、休憩を多く取りもっとゆったりとしたものにするか、それとも詰め込んで短期間で進めるかといったことについてはどうですか。

(1番) 短いに越したことはありませんが、今回は、事件の全体像やプロセスを理解するためには、この日程は当然必要だと思いました。

(4番) 決めていただいた日程で、議論し合い決着を付けることができましたので、何も問題がありませんでした。また、裁判官が、休憩や終了時間に配慮していただいたことも良かったと思います。

(1番) 裁判所において、休憩時間等に配慮していただいたものと理解しています。

(司会) 評議の時間は十分でしたでしょうか。

(2番) 余裕があり妥当だと思いました。短すぎると、広い視野を持って

公平に見られない気がします。

(1番) 評議の際には、裁判員の全員が公平に発言できるように調整していただきました。私は、自分の思う結論に持って行こうとする性格なのですが、裁判員の全員が公平に発言して議論することで、その性格を再考することができました。

(司会) 第2事件においては、評議の時間が予定より短くなりましたが。

(4番) 短くなった中でも、補充裁判員を含め一人一人の意見を聴いていただいた時間は十分にありました。当初、評議時間が多く予定されているのを見て、これだけ評議をしなくてはいけないのかという思いがありましたが、いざ事件を担当してみんなと話していくうちに、なるほど、順序立ててまとめていくには、これだけの時間が必要なのだと感じました。

(臼井弁護士) 第2事件の審理予定で、木曜日が空けられているのには、何か意図があったのでしょうか。

(森田裁判官) おそらく別件の公判か何かで連続しなかったのだと思います。

(臼井弁護士) 第1事件において、土日はあったものの、弁論の起案のためにもう少し間が空いていた方がありがたかったです。

第6 これから裁判員等になられる方へのメッセージ

(司会) 最後に、これから裁判員等になられる方への助言やメッセージをいただければと思います。

(1番) これまで、インターネットで裁判員の方々のメッセージを見てきましたが、全て同感に思います。私は、いい経験ができたと思っています。裁判の仕組みやプロセスを学び、如何に裁判所の方が真面目に仕事をしているのかということが分かりました。私は、結論を急ぐ性格なので、問題を解決するには、検証や話し合いを

していくことの必要性を反省しました。裁判員を経験することで、人生が豊かになるし勉強になるよ、是非参加してくださいと言いたいです。

(2番) 裁判員を務めることについては、職場のバックアップもあって仕事にも支障せず、司法の場を知ることができ、国民の義務を果たせて良かったと思います。ただ、一つ気を付けるべきことは、血を見るのが苦手な人は選任手続の際に自らその旨をしっかりと伝えておくべきですし、裁判員になる人は、きちんと心構えをしておく必要があると思います。そういう心理的なダメージを受けることもあり得ると言うことを伝えて欲しいです。

(4番) 選ばれた方は、是非参加してくださいと言いたいです。一人の人間の重大な岐路において、その人の歩むべき途を決める責任ある務めだと思います。最初はどうしようと思いましたが、参加したことで、とても勉強になりました。司法の場に参加できる機会は滅多にありません。これからの私の物事の考え方に影響を与えられました。裁判官がみんなの話を聞き、真っ直ぐで透明な心と目で見ているということを感じました。私も、きちんと物事を見ていかなければならないなと感じ、とてもいい経験をさせていただきました。